

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2026年3月3日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府木津川市城山台4丁目2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昌彦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	95 台	0 台	0 台	95 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	95 台	0 台	0 台	95 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	7	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、それぞれに四半期ごとの簡易点検の記録簿を紐づけて管理している。			
	廃棄時	稼働開始以降未だ特定製品の廃棄が発生したことはないが、発生した場合は速やかに登録業者を経て適正に処分する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	年一度冷却効率向上のために実施する空調・冷凍機器清掃と同時に法定点検も依頼し、必ず適切に点検がなされるようにするとともに効率的な稼働が保たれるようにしている。			
	廃棄時	稼働開始以降未だ特定製品の廃棄が発生したことはないが、発生した場合は速やかに登録業者を経て適正に処分する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	稼働開始以降導入済み特定製品の更新は未だ検討されていないが、今後新規導入又は更新の機会があった場合、地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品の導入を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。